

平成19年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会（第5回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年3月25日（火）11時00分～13時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長，中原副委員長
瓜生，大塚，角田，北川，木村，工藤，白井，瀧田，長澤，中司，
野坂，橋本，六車の各委員
(機構側出席者)
木村機構長，川口理事，山本理事，吉川教授，濱中准教授，宮崎准教授，
森准教授
後藤管理部長，桑原会計課長，小代学位審査課長
- 4 平成19年度学位審査会（第4回）議事要旨について
確定版として配付された。
- 5 議 事
 - (1) 認定課程修了見込者に係る修士の学位授与の審査について
学位審査課長から，資料2-1及び2-2に基づき，平成20年3月の認定課程修了見込者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の判定案について説明の後，学位審査研究部長から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，修士の学位授与について，独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者5人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者7人の合計12人が「合格」と判定された。
 - (2) 認定課程修了者に係る学士の学位授与について
学位審査課長から，資料3-1及び3-2に基づき，前回の学位審査会において審査を委員長に一任された平成20年3月の認定課程修了者に対する学士の学位授与に係る判定結果について報告があった。
 - (3) 平成19年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について
学位審査課長から，資料4-1及び4-2に基づき，前回の学位審査会において判定を保留とされた気象大学校大学部に係る教育の実施状況等の審査に関し，審査を担当した各専門委員会・部会の判定案について説明の後，学位審査研究部長から，審査結果について報告があった。
これらの説明，報告の後，当該大学部（1校1課程）に係る教育の実施状況等の適否について，「適」と判定された。
 - (4) 専攻の区分「視能矯正学」に係る修得単位の審査の基準について
学位審査課長から，資料5に基づき，専攻の区分「視能矯正学」に係る修得単位の審査の基準について説明の後，調査研究協力者会議に陪席した中原副委員長から補足説明があり，審議の結果，意見のあった特別支援教育に関する科目の取扱いについて引き続き機構で検討することを含め，原案が了承された。

(5) その他

- ① 学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査（レビュー）の審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととすること、機構長が必要と認める場合には随時再審査を行うことができるようにすること、また、認定専攻科のレビューにおいて「専攻科の授業科目を担当する教員の個人調書」の提出が必要な場合でも兼任教員については「教育研究業績書」の提出を省略できるようにすること、の3点にわたる規則改正を行った旨の報告があった。
- ② 学位審査課長から、資料7に基づき、前回の学位審査会において機構で再検討することとされた第5回学位審査会の開催日について、各大学の卒業式・修了式などを勘案し平成21年3月24日としたことの説明があった。
- ③ 学位審査課長から、資料8に基づき、平成20年3月17日から運用を開始した学士の学位授与における電子申請の概要及び具体的な申請方法について、実際に申請者が利用するシステムの入力画面を用いながら説明があった。

以 上